



監査役スタッフ全国会議

非財務情報開示の進展とコーポレート・ガバナンスの役割

有限責任監査法人 トーマツ
2022年9月16日

< Confidential >

目次

(1) 国内外の非財務情報開示の動向	3
(2) 非財務情報開示と企業価値との関係	18
(3) 企業価値向上におけるコーポレート・ガバナンスが果たす役割	28

国内外の非財務情報開示の動向

社会課題、環境問題の広がりにより、企業へのサステナビリティに対する情報開示ニーズが高まっています

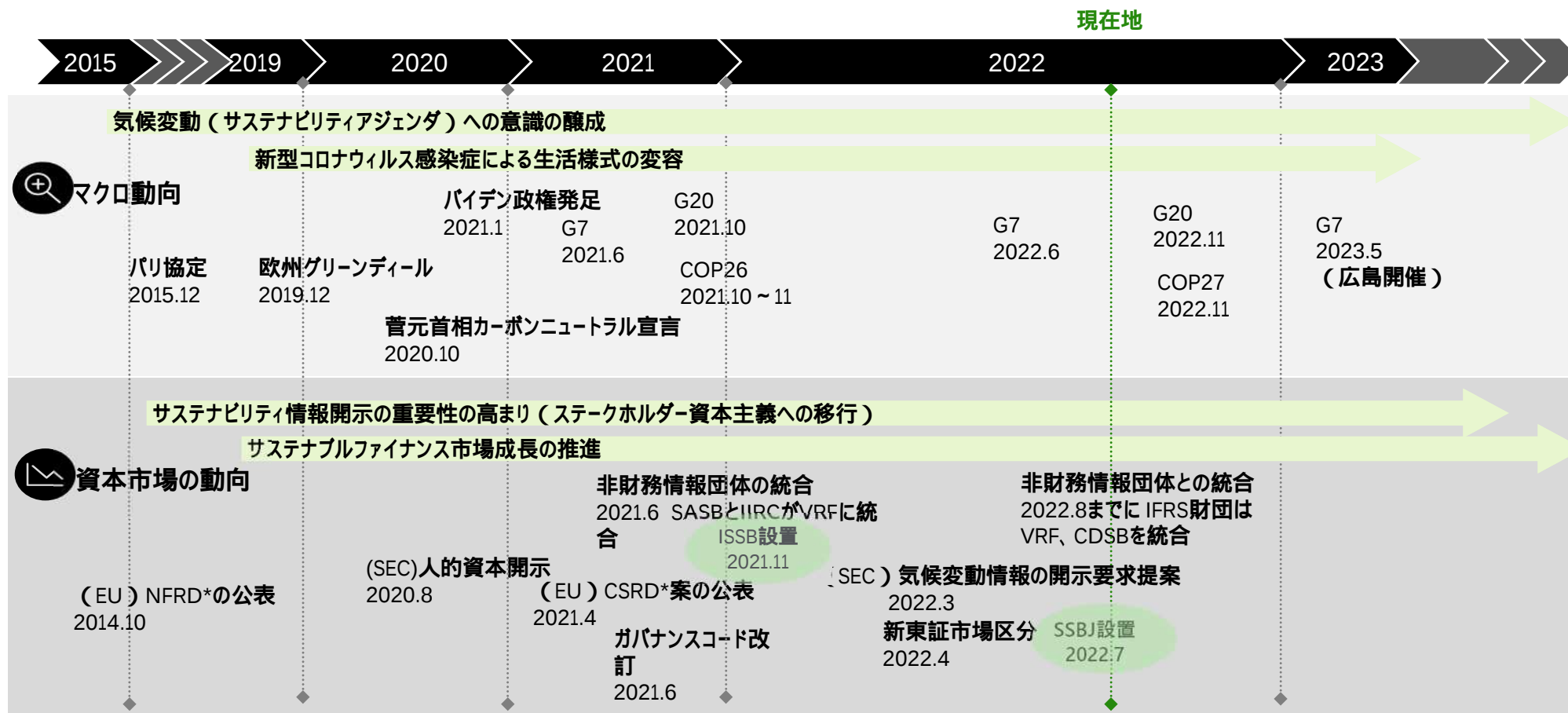
社会課題、環境問題と企業情報開示へのつながり

- 地球レベルの環境問題の深刻化
- 深刻化した課題への対応は、資本主義にも重要な影響をもたらしている
 - －産業政策の変化、金融政策の変化
 - －株主資本主義からステークホルダー資本主義への変容
- 企業への情報開示ニーズ
 - －様々なステークホルダーによる情報開示ニーズの拡大
 - －ESG金融を支える金融機関の要請に基づく情報開示ニーズの高まり
- これらを加速してきた要因
 - 政策：パリ協定、欧州グリーンディール、菅元首相カーボンニュートラル宣言、バイデン政権発足
 - －投資家：GPIF*のPRI*署名及びTCFD**への賛同、Carbon Tracker*及びPRIによる「Flying blind」の公表
企業への株主提案（定款変更）の増加

*GPIF：年金積立金管理運用独立行政法人、PRI：責任投資原則、TCFD：気候関連財務情報開示タスクフォース、Carbon Tracker：金融を専門とする非営利シンクタンクであり、資本市場における気候変動政策のリサーチ及びサポートを行う

サステナビリティは企業経営に重大な影響を及ぼしており、持続的な企業価値向上の観点から企業情報開示の重要性が再認識されています

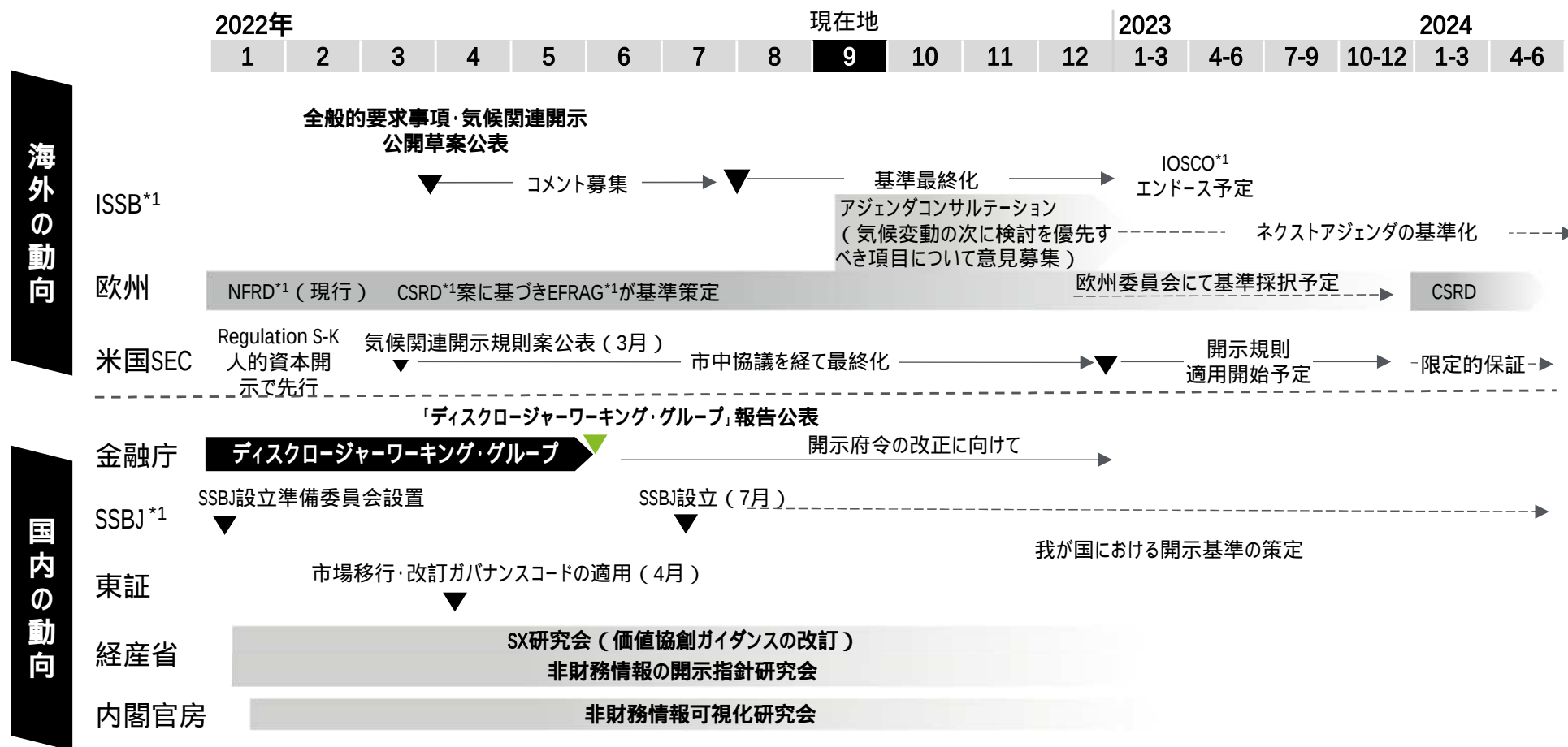
資本市場を取り巻く環境変化と情報開示の進展



*NFRD ; Non-Financial Reporting Directive/非財務情報報告指令、CSRD : Corporate Sustainability Reporting Directive/企業サステナビリティ報告指令

国内外において非財務・サステナビリティに関する議論が急速に進展しています

資本市場を巡る急速な環境変化

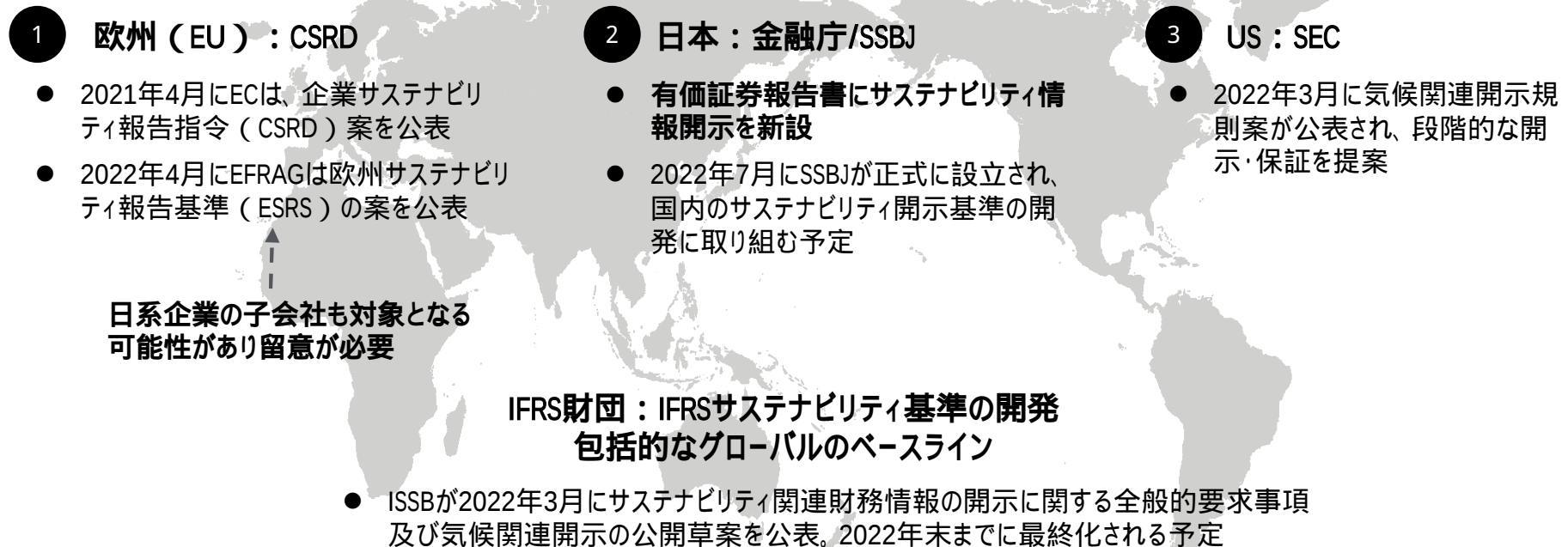


脚注：今後の動向は現状における見込みを記載しており、議論の状況等によって変更が生じる可能性があります

*1：ISSB：国際サステナビリティ基準審議会、IOSCO：証券監督者国際機構、NFRD：非財務情報開示指令（欧州）、CSRD：企業サステナビリティ報告指令（欧州）、EFRAG：欧州財務報告諮問グループ、SSBJ：サステナビリティ基準委員会

各国の規制動向をはじめとするグローバルでの議論進展にも注視が必要です

グローバルにおける議論の進展（水平的視点）

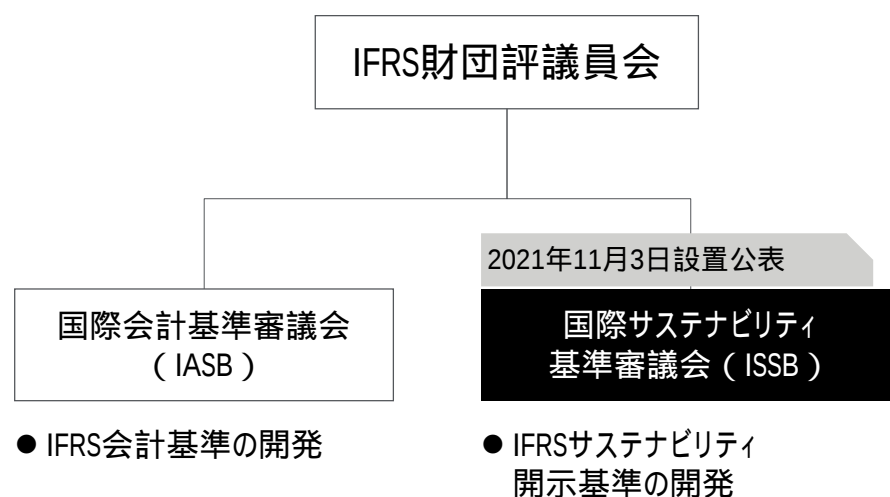


グローバルで急速に環境が変化する中、自社グループとして、いつまでに、どの水準の開示を目指すべきか？

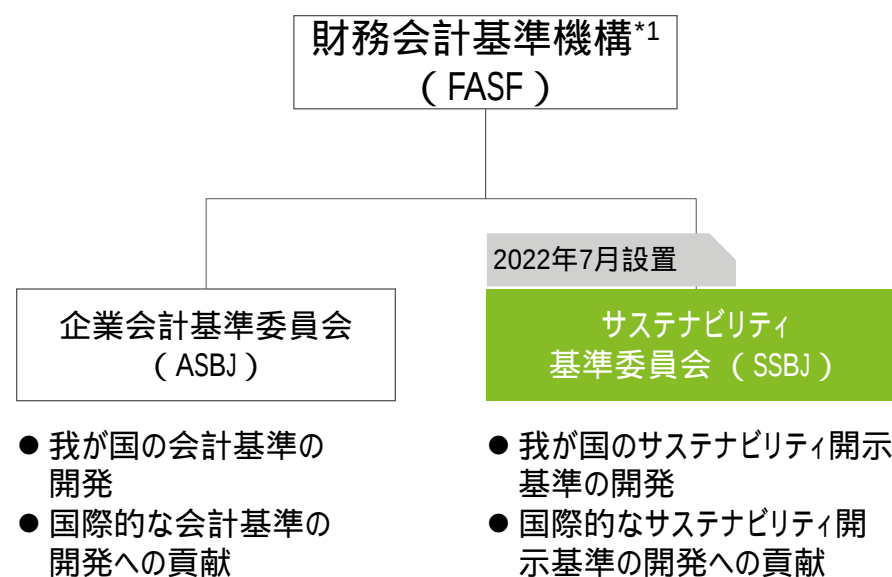
IFRS財団によるISSB設置を受け、我が国でもSSBJが設置されました

サステナビリティ開示基準

国際的な基準の開発



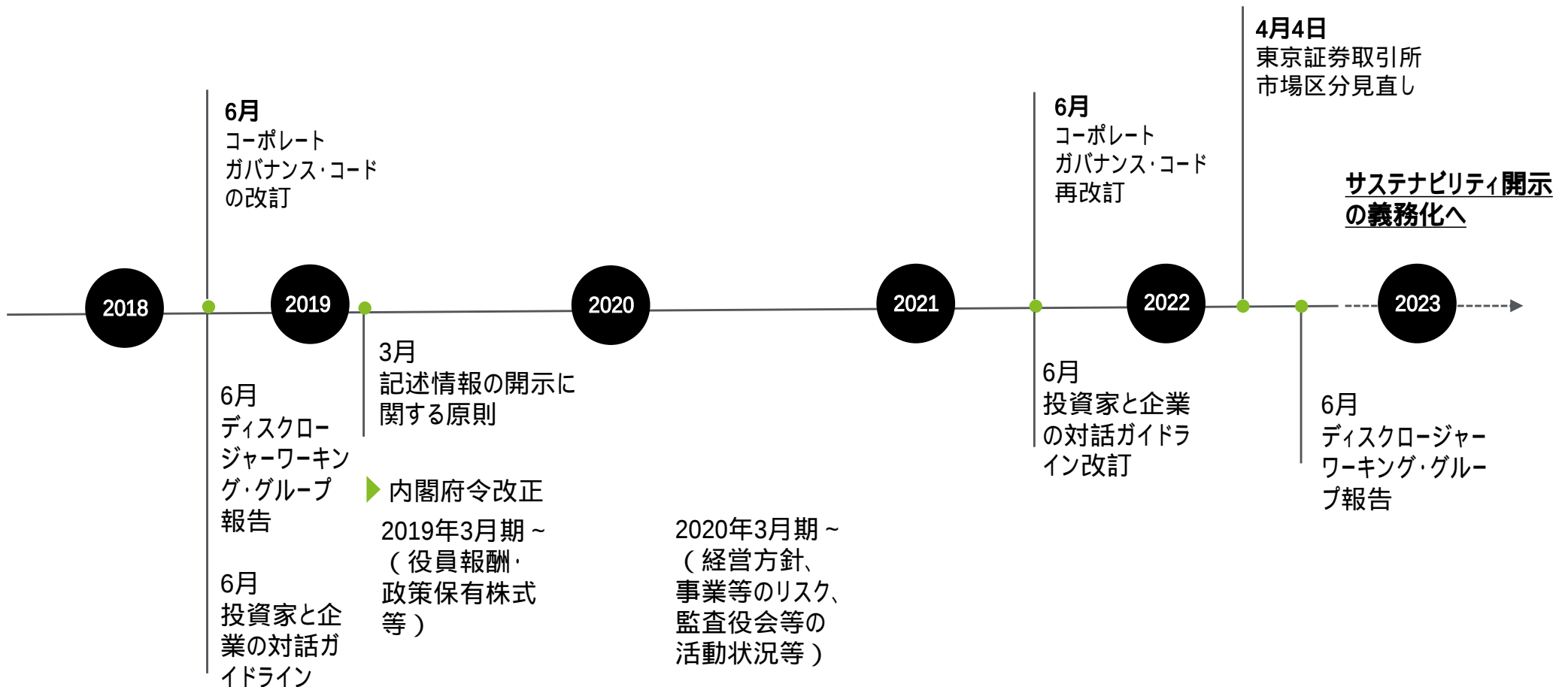
我が国における基準の開発



*1：一般に公正妥当と認められる会計基準及びサステナビリティ報告基準の調査研究・開発、国際的な会計基準及びサステナビリティ報告基準の開発への貢献等を行う公益財団法人

企業と投資家との対話の基盤としての重要性の高まりから、近年、財務情報以外に、非財務情報（記述情報）の充実が図られてきました

非財務情報（記述情報）の充実



開示の「充実」と「効率化」の観点から、サステナビリティ開示や四半期開示などに関して、今後の企業情報開示の重要な方向性が示されています

ディスクロージャーワーキング・グループ（DWG）報告書（2022年6月）の全体像

非財務情報開示の充実



サステナビリティ開示



コーポレートガバナンス開示

開示の効率化



四半期開示をはじめとする
情報開示の頻度・タイミング



その他

▶ 主な内容

- | | | | |
|---------------------|---------------------------------|--|--------------|
| ■ サステナビリティ情報の記載欄を新設 | ■ 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況の記載欄を追加 | ■ 四半期開示見直しの方
向性（四半期決算短信
への「一本化」） | ■ 英文開示 |
| ■ 気候変動対応の開示 | ■ 監査の信頼性確保に関する開示 | ■ 「一本化」の具体化に向
けた検討課題 | ■ 「重要な契約」の開示 |
| ■ 人的資本、多様性の開示 | ■ 政策保有株式に関する開示 | | |

サステナビリティ情報の「記載欄」を新設することが提案されています

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の拡充

✓ 有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設

- 「記載欄」には、国際的なフレームワークと整合的な「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示を行う
- 「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業が開示
- 「戦略」と「指標と目標」は各企業が重要性を判断して開示

4つの構成要素とは？ ●

ISSB公開草案における4つの柱の概要*1

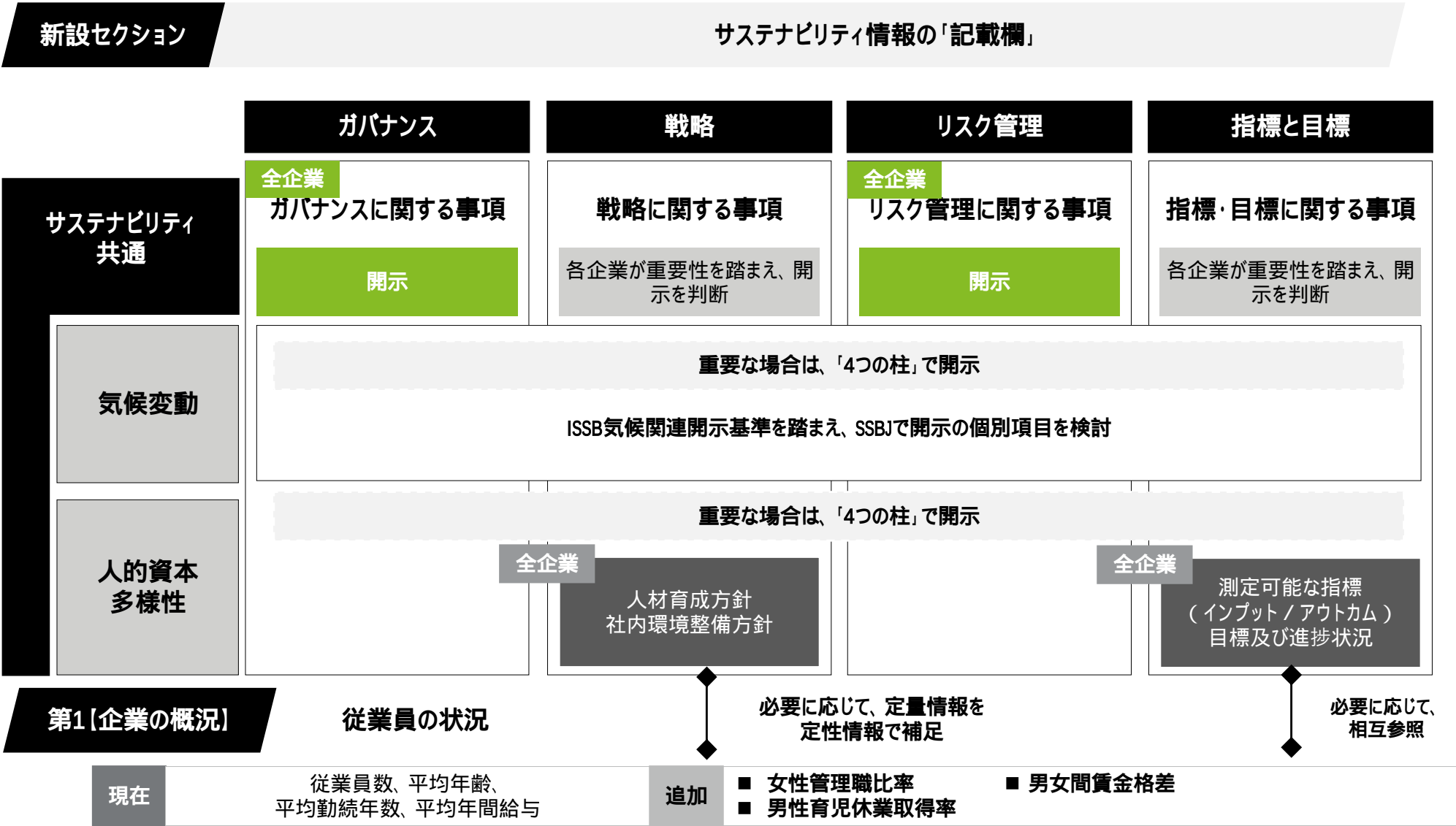
ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング及び管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続	短期、中期及び長期にわたり企業のビジネスモデル及び戦略に影響を与える (affect) 可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するためのアプローチ	企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するために用いたプロセス	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを長期的に評価、管理及びモニタリングするために用いられる情報

出所：IFRS Sustainability Disclosure Standard Exposure Draft [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information 及び日本語仮訳を基にトーマツで作成

*1：ディスクロージャーワーキング・グループ報告ではこのほかTCFDのフレームワークもあげられている（ISSB公開草案はTCFDのフレームワークを踏襲しつつ、一部追加または詳細化したものとなっている）

サステナビリティ情報の「記載欄」に、気候変動および人的資本、多様性を開示することが提案されています

新設されるサステナビリティ情報の記載欄



出所：金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）（第7回）資料1事務局説明資料」を基にトーマツで作成

取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況の記載欄の追加が提案されています

コーポレートガバナンスに関する開示



コーポレートガバナンス

有価証券報告書

4. コーポレートガバナンスの状況等

(1) コーポレートガバナンスの概要

- 企業統治の体制の概要 任意の委員会を含む
 - 構成（名称、構成員の氏名、社内・社外取締役の別）
 - 委員長の属性
 - 委員会等の設置目的
 - 委員会等の権限 等

取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況の記載欄（イメージ）

新設

- （取締役会）
「開催頻度」、「主な検討事項」、「出席状況」
- （指名委員会）
「開催頻度」、「主な検討事項」、「出席状況」
- （報酬委員会）
「開催頻度」、「主な検討事項」、「出席状況」

記載事項を
整理

コーポレート・ガバナンス報告書

経営上の意思決定、執行及び監督に係る 経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等

(1) 組織形態・機関設計

(2) 取締役関係

- 員数上限、任期、取締役会議長の属性、社外取締役の選任状況
- 任意の指名委員会・報酬委員会の有無等
 - 任意の委員会の有無、構成、委員会の権限
 - 委員会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）等^{*1}

2. コーポレート・ガバナンス体制の概要等

- 取締役会の活動状況^{*1}
（開催頻度、主な検討事項、個々の役員の出席状況等）
- 〔指名委員会等の設置会社の場合〕
指名委員会及び報酬委員会の活動状況^{*1}
（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）

出所：金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）（第8回）資料1事務局説明資料」を基にトーマツで作成

^{*1}：東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（2022年4月版）」によれば、当該項目は開示が義務ではなく、開示することが望まれる事項として規定されている

監査の信頼性について記載の充実化が提案されています

前回DWG以降の論点



コーポレートガバナンス

追加

今回のDWGで記載された内容

- 監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明
- KAMについての監査役等の検討内容を開示（推奨）
- デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明

検討の背景

- 財務報告に係るガバナンスの強化の観点から、有価証券報告書に対する監査役等の責任の明確化について、中長期的に検討すべき（会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）
例）英国アニュアルレポートの監査委員会報告書では、監査委員長名で活動状況の詳細を開示
- 会計監査人の監査報告書に記載されたKAMについて、監査役等の視点で検討を行った過程等を開示することで信頼性や有用性の向上に寄与
例）英国では、実務上、監査委員会報告書の中で監査委員会が重要と考えた事項として、KAMで挙げられている事項も開示
- 内部監査部門がCEO のみの指揮命令下であり、経営陣幹部による不正事案等について独立した機能が十分に発揮されていない懸念から、上場会社においてはデュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携確保が求められている（2021年6月コーポレートガバナンス・コード再改訂（補充原則4 - 13 ））

出所：金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」-中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて」を基にトーマツで作成

四半期短信への「一本化」が示されていますが、具体化に向けた課題は今後検討される予定です

四半期開示見直しの方向性



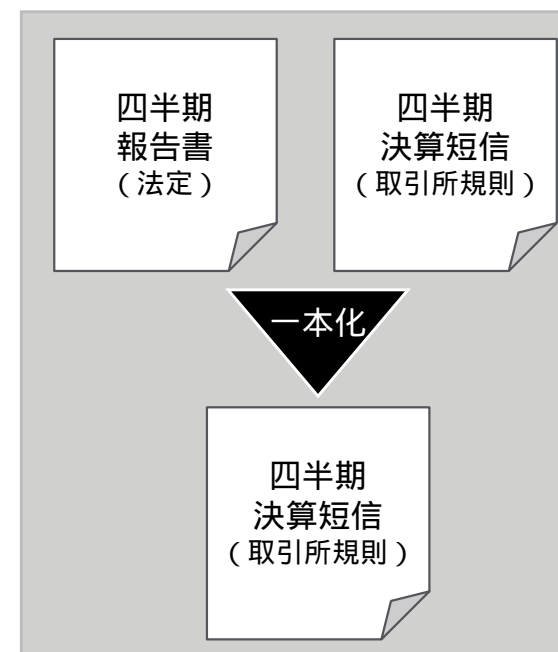
四半期開示

- ✓ 上場企業についての法令上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられる

四半期短信への「一本化」の具体化に向けた検討課題

以下をはじめとする課題についての検討が必要であり、ディスクロージャーワーキング・グループにおいて引き続き議論を深めていく

- 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無をどう考えるか
- 四半期決算短信の開示内容については、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、「一本化」に当たり、その内容をどう見直すか
- 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するか。この点に関し、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策についてどう考えるか
- 四半期決算短信に対する監査法人によるレビューの必要性についてどう考えるか
- 第1・第3四半期報告書の廃止後に上場企業が提出する「半期報告書」に対する監査法人の保証のあり方についてどう考えるか（「レビュー」、「中間監査」）



出所：金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告-中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて」を基にトーマツで作成

東京証券取引所のプライム市場に上場する企業は、積極的に有価証券報告書の英文開示を行うことが期待されています

有価証券報告書の英文開示



その他 英文開示

- 有価証券報告書全体の英文開示には相当の作業等を要するとの指摘がある

- まずは、海外機関投資家等の利用ニーズの特に高い項目について、英文開示を行うことが重要
 - ・ 【事業等のリスク】
 - ・ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
 - ・ 【コーポレート・ガバナンスの概要】
 - ・ 【株式の保有状況】など
- 新たに「記載欄」を設ける サステナビリティ情報についても英文開示が期待される

コーポレートガバナンス・コード（補充原則3-1）

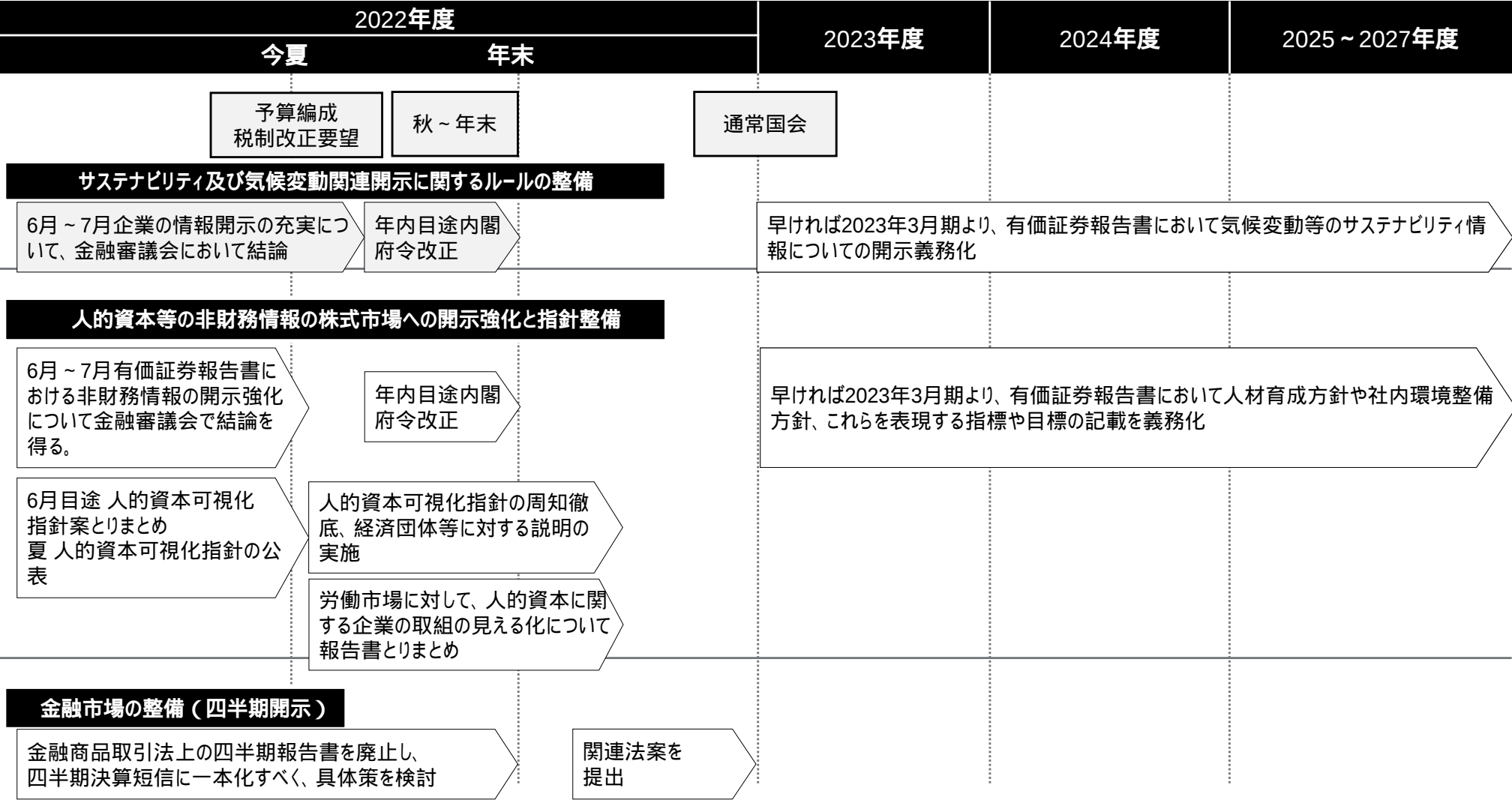
上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供をすすめるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

出所：金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告-中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて」を基にトーマツで作成

今後、内閣府令の改正検討が行われる見込みです

今後の展望

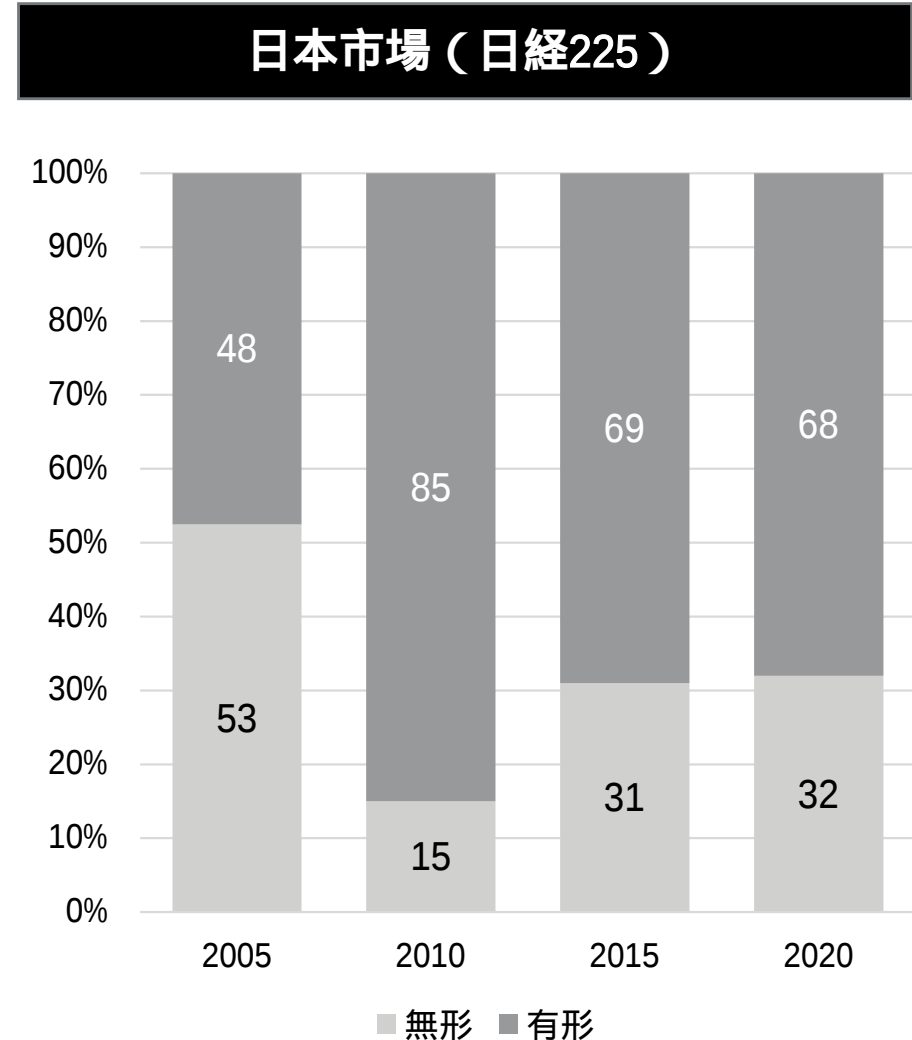
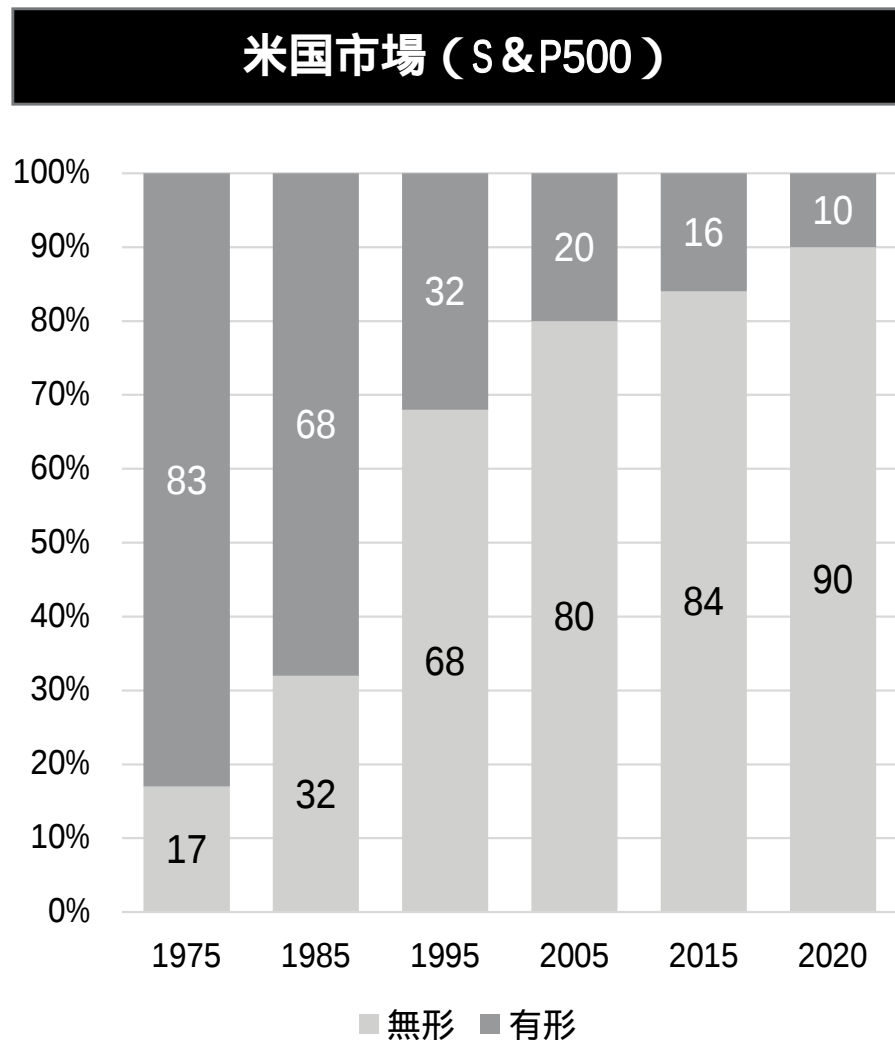


出所：内閣官房「新しい資本主義実行計画工程表（令和4年6月7日）」を基にトーマツで作成

非財務情報開示と企業価値との関係

米国市場に占める無形資産の割合は年々増加しており、2020年は時価総額の90%が無形資産が占める一方、日本は米国に比して有形資産の割合が大きくなっています

時価総額に占める有形資産と無形資産の割合



無形資産を表すものとして、内閣官房では人的資本に関する非財務情報開示のルール策定を目指し、情報開示の充実のための具体策の整備を進めています

非財務情報可視化研究会の発足と「人的資本可視化指針（案）」の公表

非財務情報可視化研究会が発足（2022年2月1日、内閣官房）

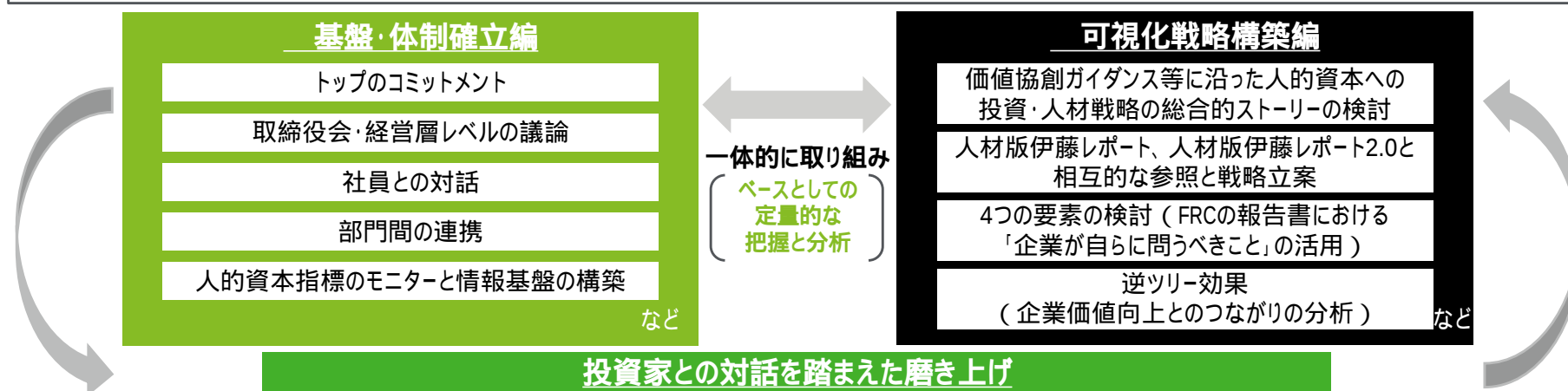
非財務情報を企業開示の枠組みの中で可視化することで、株主との意思疎通の手段の強化を図るべく、人的資本など非財務情報についての価値を評価する方法について検討を行い、企業経営の参考となる指針をまとめる

人的資本可視化指針（案）

3. 可視化に向けたステップ

3.1. 可視化に向けた準備（例）

- 例えば、以下の循環的なプロセスや体制作りは、可視化に向けた準備、継続的・効果的な可視化を支える基礎として重要



3.2. 有価証券報告書における対応

- 「2. 人的資本の可視化の方法」を参考に、有価証券報告書において、人的資本に係る「人材育成方針」、「社内環境整備方針」やこれと整合的で測定可能な指標（インプット、アウトプット、アウトカム等）やその目標、進捗状況等を開示

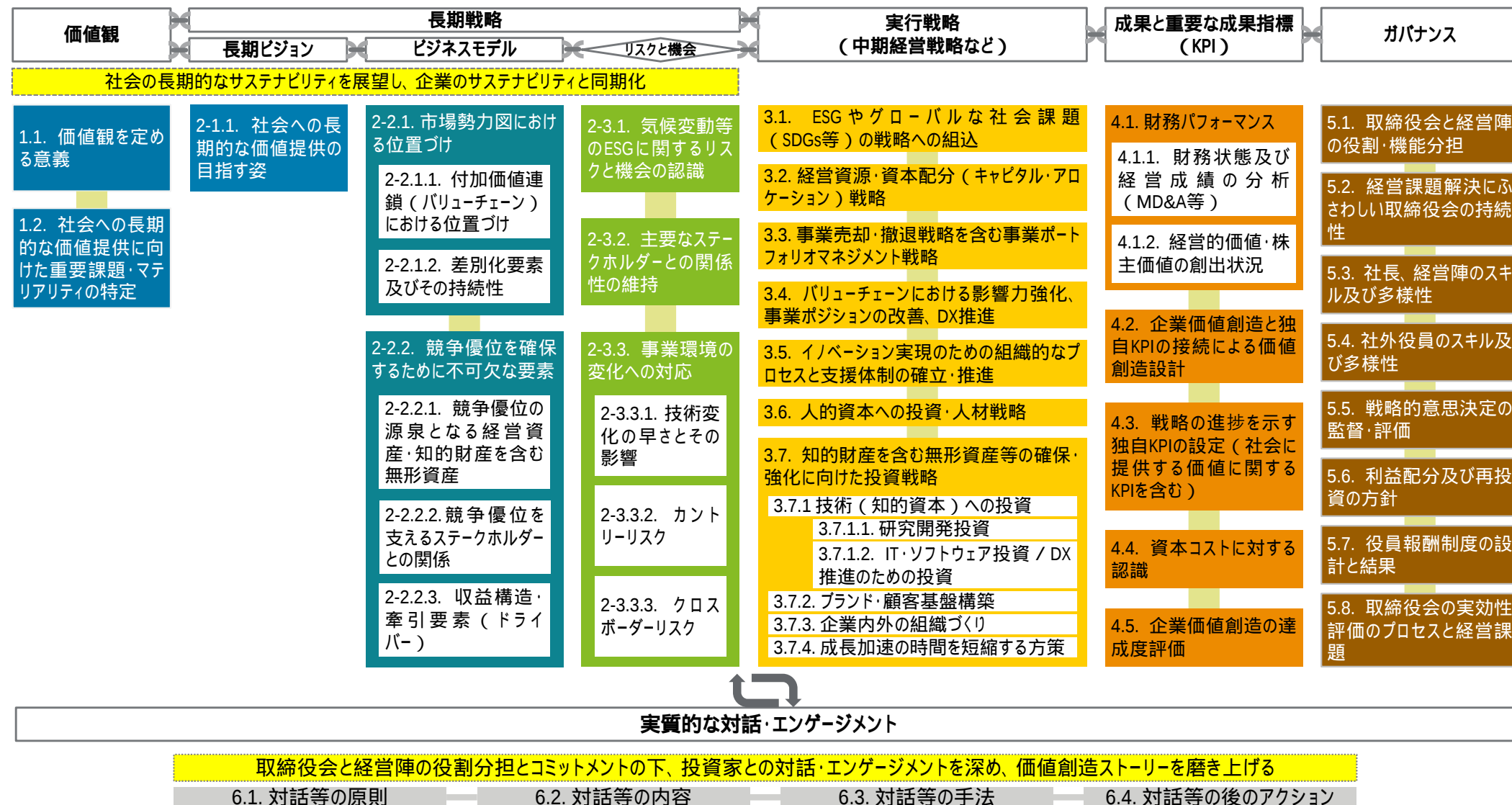
3.3. 任意開示の戦略的活用

- 「総合的なストーリー（2.2.）」を基礎として、有価証券報告書と整合的かつ補完的な形で任意開示（統合報告書や長期ビジョン、中期経営計画、サステナビリティレポート等）を戦略的に活用

出所：内閣官房HP（「人的資本可視化指針（案）」非財務情報可視化研究会）は2022年6月29日公表）

経産省では価値協創ガイダンス改訂を検討し、企業が長期的かつ持続的に価値を提供することの重要性と投資家との実質的な対話・エンゲージメントが強化される予定です

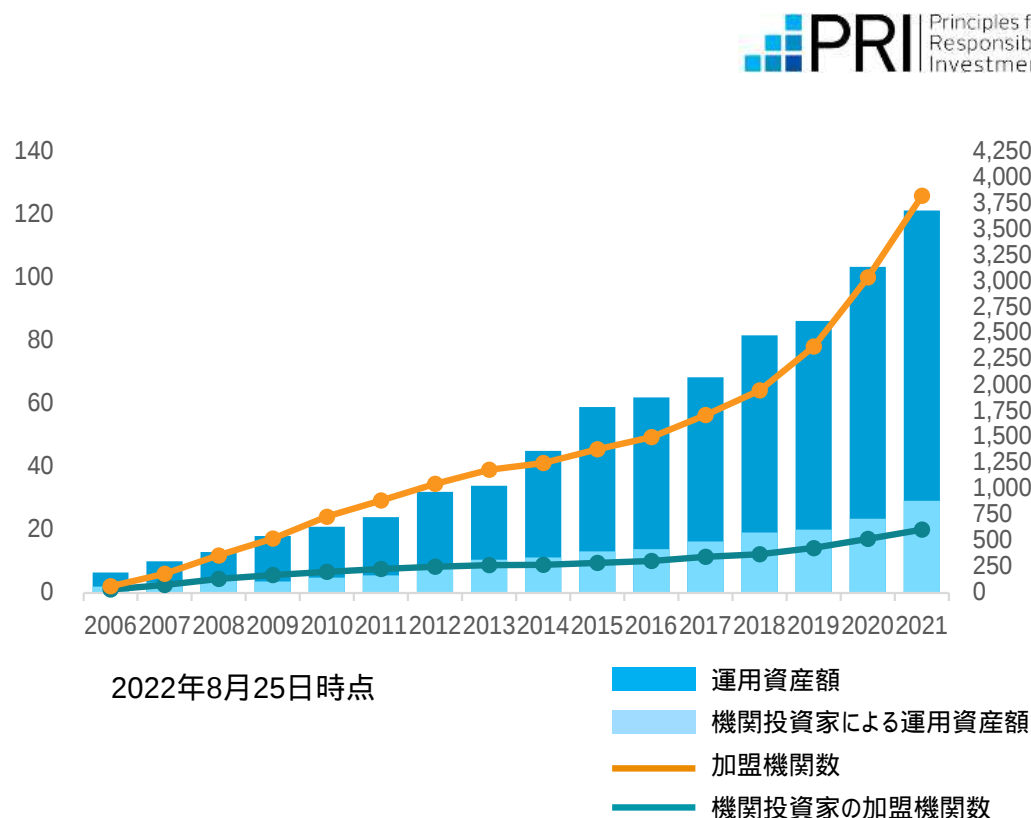
価値協創ガイダンス2.0の全体像（案）



近年の気候変動を含むESGの取組み進展は、投資家の認識変化も大きな要因です

10年以上にわたって継続的に増加

■ PRI（国連責任投資原則）の署名機関数は2022年8月25日時点で5,120社まで増加。



補足：用語

- ✓ PRI(国連責任投資原則)・・・正式名称はPrinciples for Responsible Investment。世界経済で大きな役割を果たす投資家等が、投資を通じて環境（Environment）や社会（Social）、企業統治（Governance）について責任を全うする際に必要な6つの原則を明示している。

■ 脱炭素化に対する企業の役割への期待

今日、株主から従業員、顧客、地域社会、規制当局に至るまで、ほぼ全てのステークホルダーが、世界経済の脱炭素化において企業が果たす役割に期待しています。

■ サステナビリティ対応は長期の経済的利益にとって重要

サステナビリティを重視するのは、環境保護主義者だからではなく、資本主義者であり、ブラックロックのお客様の受託者であるためです。それには、経済に起きているすさまじい変化に対し、企業が事業をどのように順応させているかを理解する必要があります。このサステナビリティを重視するアプローチの一環として、ブラックロックは企業に対して短期、中期および長期的な温室効果ガス削減目標を設定することを求めています。このような目標と達成に向けた充実した計画が、貴社の株主の長期的な経済的利益にとって決定的に重要となります。弊社が貴社にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に準拠した情報開示を要請する理由もこの点にあります。この種の情報開示が企業の将来への適応力を把握する上で必要になると考えます。



ブラックロック・インク
会長兼最高経営責任者（CEO）
ラリー・フィンク氏

出所：BlackRock ウェブサイト「2022 letter to CEOs The power of Capitalism, 2022年1月18日付」よりトーマツ作成

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

世界最大の機関投資家と呼ばれるGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）のESGインデックスの採用によりESG投資が進んでいます

GPIFによるESG指数選定

総合型指数

FTSE Blossom
Japan Index

MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ
指数

FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index

MSCI ACWI
ESG ユニバーサル指数
（除く日本、除く中国A株）

テーマ指数

E

S&P / JPX
カーボン・エフィシエント
指数シリーズ

S&Pグローバル
（除く日本）
大中型株
カーボンエフィシエント
指数

S

MSCI 日本株
女性活躍指数
（WIN）

Morningstar先進国
（除く日本）
ジェンダー・ダイバーシ
ティ指数

G

現状採用なし

（注）2022年3月末時点

ESG投資家の行動の選択肢が広がっています

企業の活動に対する機関投資家からのアクション

投資判断への ESG要素組込

ダイベストメント 石炭火力発電への海外からの強い批判を受け、日本の大手金融機関が新設の石炭火力発電への投融資停止を相次ぎ表明

ESGインテグレーション 投資の意思決定プロセスにESG要素を組込む投資家が急増

株主提案・ 議決権行使

2022年、国内外の環境NGOとその代表者を含む個人株主が、金融、商社、電力の3業界の4企業に対し、気候変動対策の強化を求める株主提案を提出。

否決されたものの、一定水準の賛同を得ており、特にパリ協定に整合した目標設定に対しては賛同を多く集めるようになっている

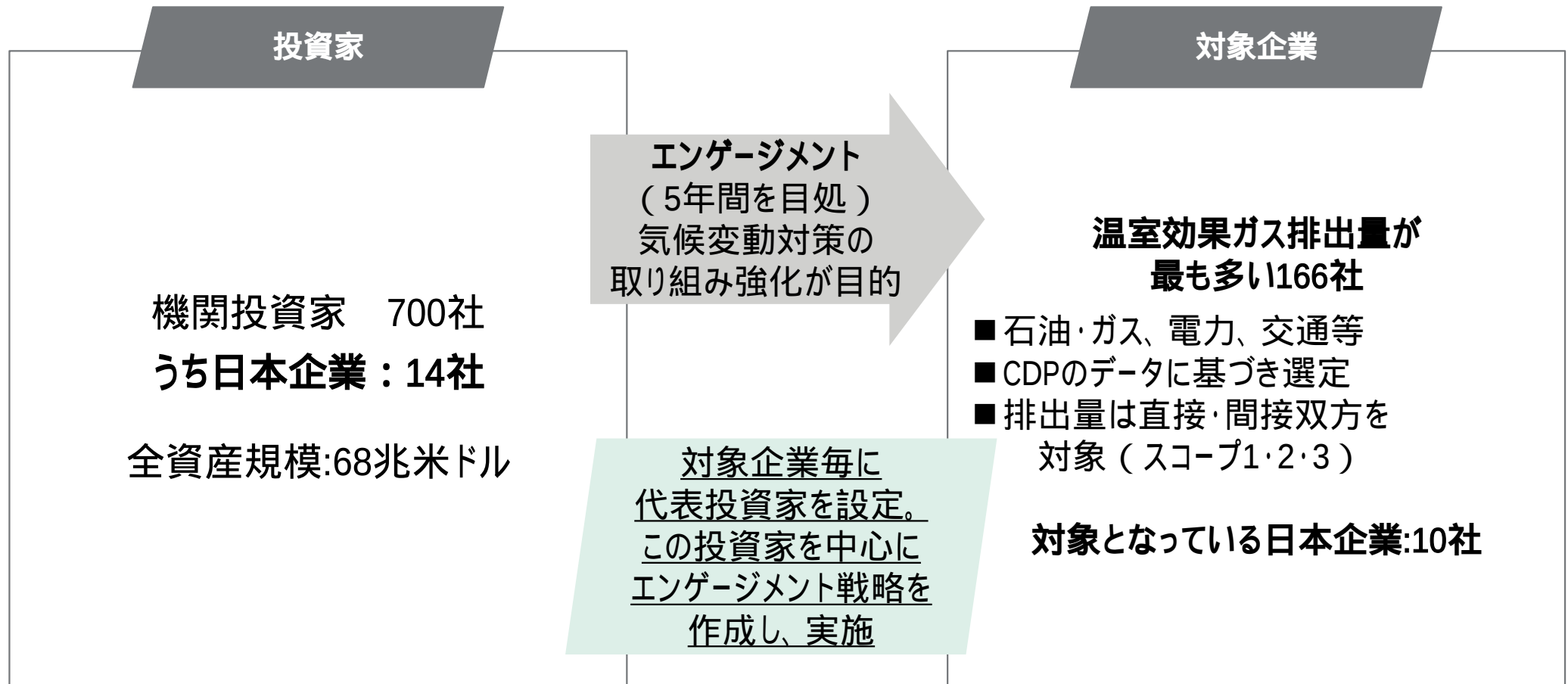
エンゲージメント

1対1のエンゲージメントに加え、集団エンゲージメントも行われるようになった
(Climate Action 100+の例を次ページで紹介)

Climate Action 100+により、GHG排出が多い企業に対するエンゲージメントが既に始まっています

Climate Action 100 + の概要

- 投資家がエンゲージメントを通じて企業の気候変動対策を強化することを目的とするイニシアティブ
- エンゲージメントの対象企業として166社の企業を抽出のうえリストを公開



出所：各種公開情報

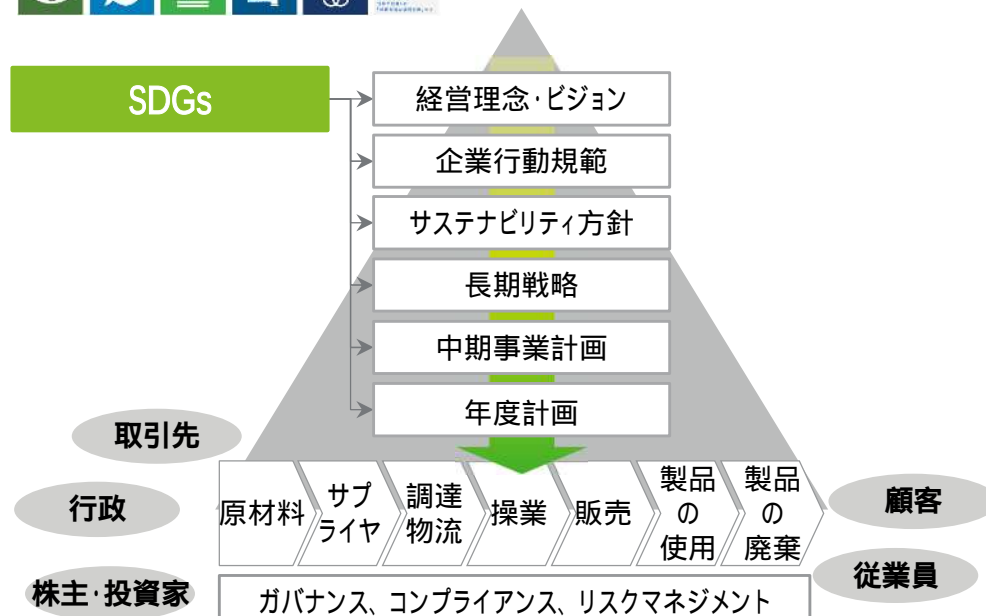
価値基準が変遷するなか、自社にとってサステナビリティ関連のリスク・機会として認識し、事業活動を通じて、こうしたリスクと機会に取り組み体制が求められます

社会から支持される企業であること

サステナビリティを組み込んだ企業戦略



2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」をビジョンから事業戦略、バリューチェーン全体に取り込んで推進していく



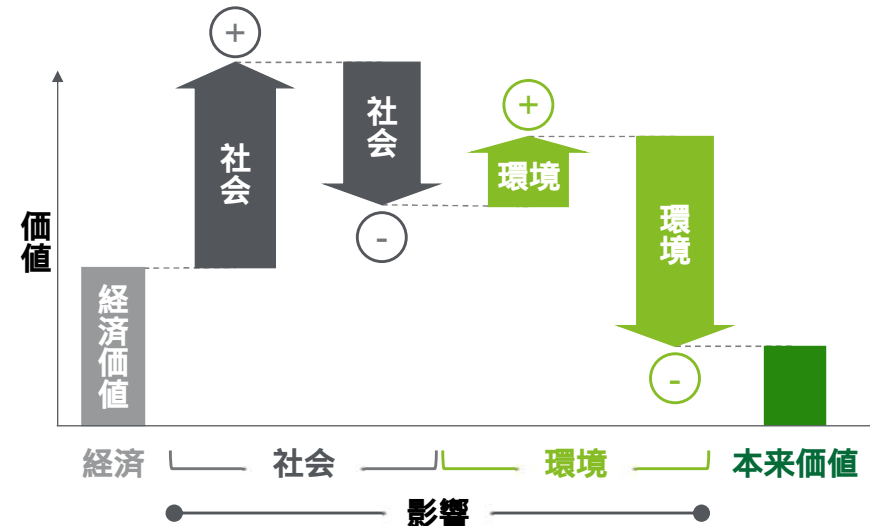
出所：RobecoSAM “The Sustainability Yearbook 2017”



経済価値だけではない価値基準の変遷

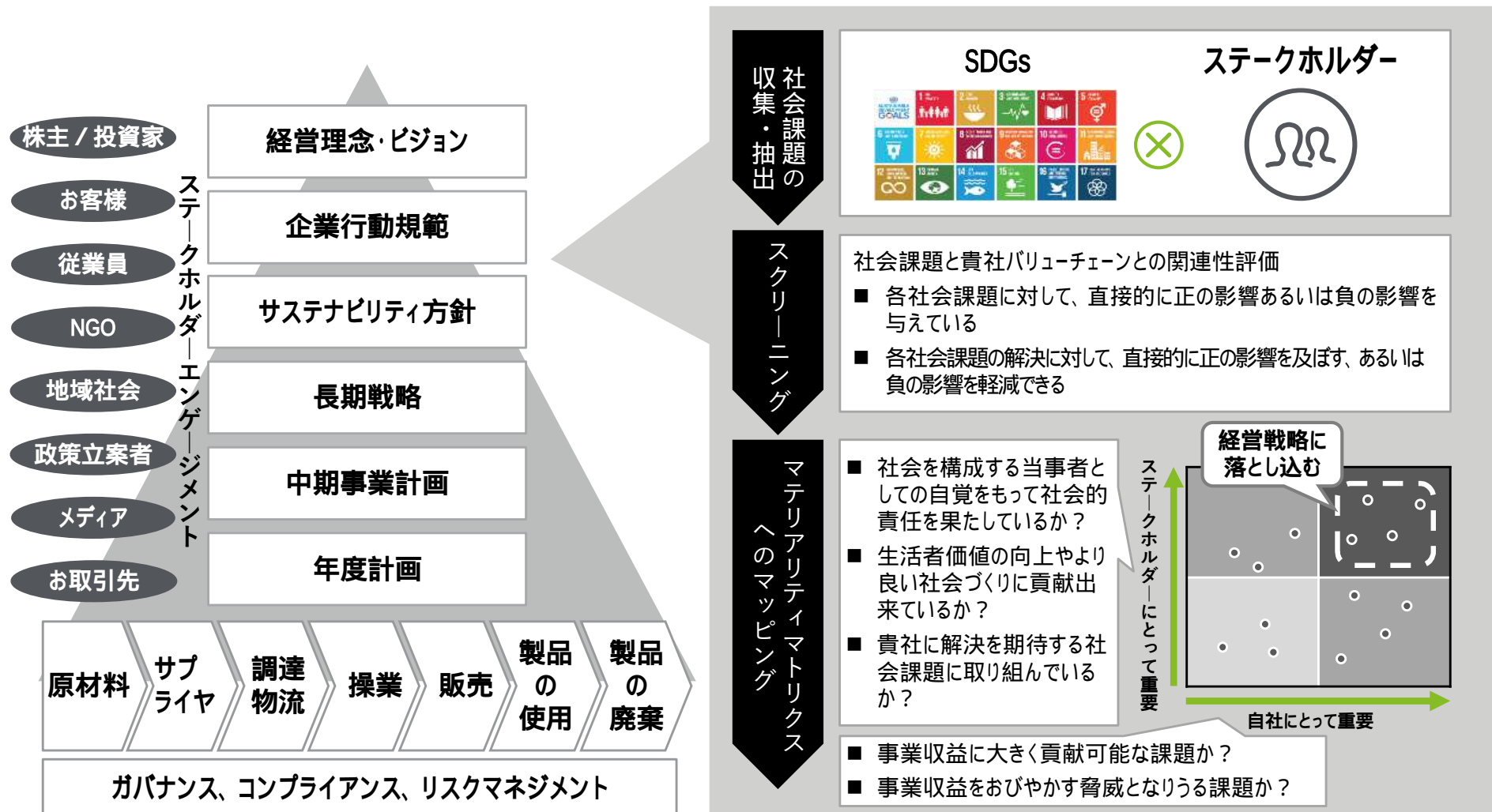
価値基準は経済的側面だけでは捕捉できない。社会・環境影響を加味した『本来価値』をどのように測定し、その向上に自社がどれだけ貢献しているかを社内外に示していく

$$\text{経済価値} \pm \text{社会・環境影響} = \text{本来価値}$$



経営戦略にサステナビリティを統合するため、マテリアリティ（重要課題）として自社が解決に貢献できる社会課題を特定し、課題解決を通じて、経済価値を生みだします

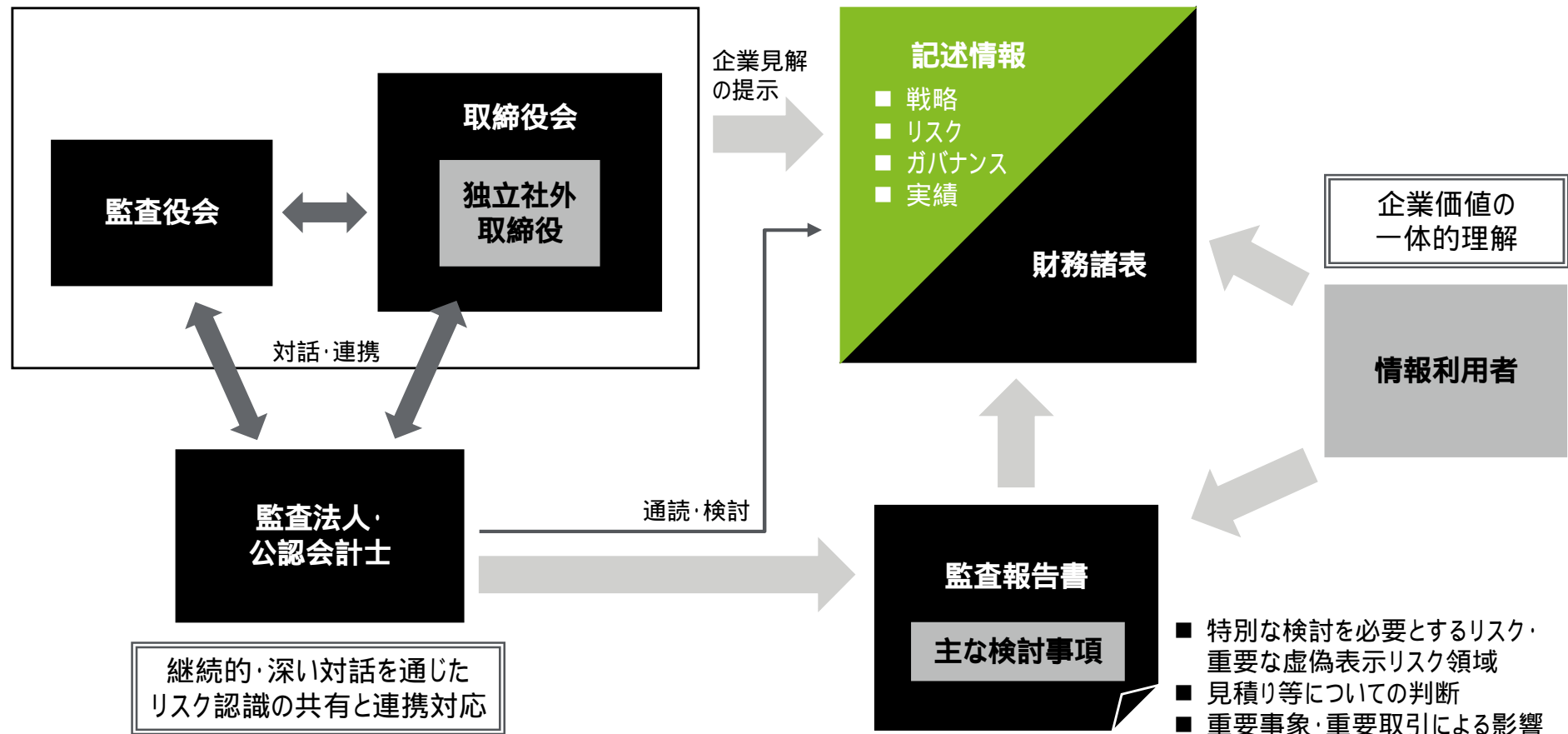
社会課題に優先順位をつけて経営戦略へ落とし込む



企業価値向上におけるコーポレート・ガバナンスが果たす役割

長期的かつ持続的な企業経営及び企業価値の内容を表す企業情報開示の質はガバナンスにより支えられています

監査役・取締役との対話・連携を通じた企業情報開示の質の向上

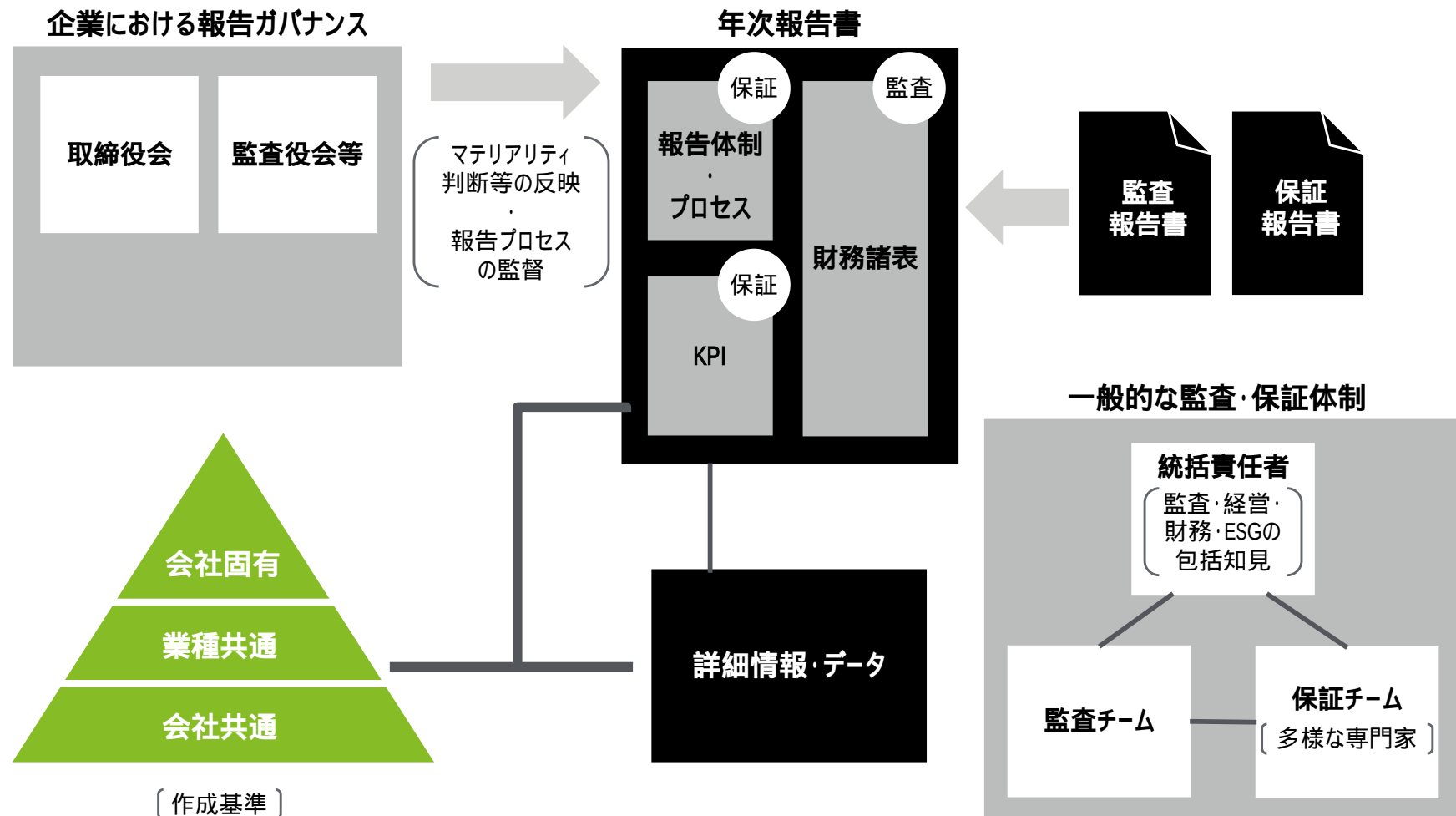


取締役会（独立社外取締役）を含む責任者との対話・連携

出所：日本公認会計士協会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討－開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクルの実現に向けて－」を基にトーマツ作成

企業経営の透明性を確保し、有用かつ信頼ある企業情報開示を実現するために、ガバナンスの果たす役割は重要です

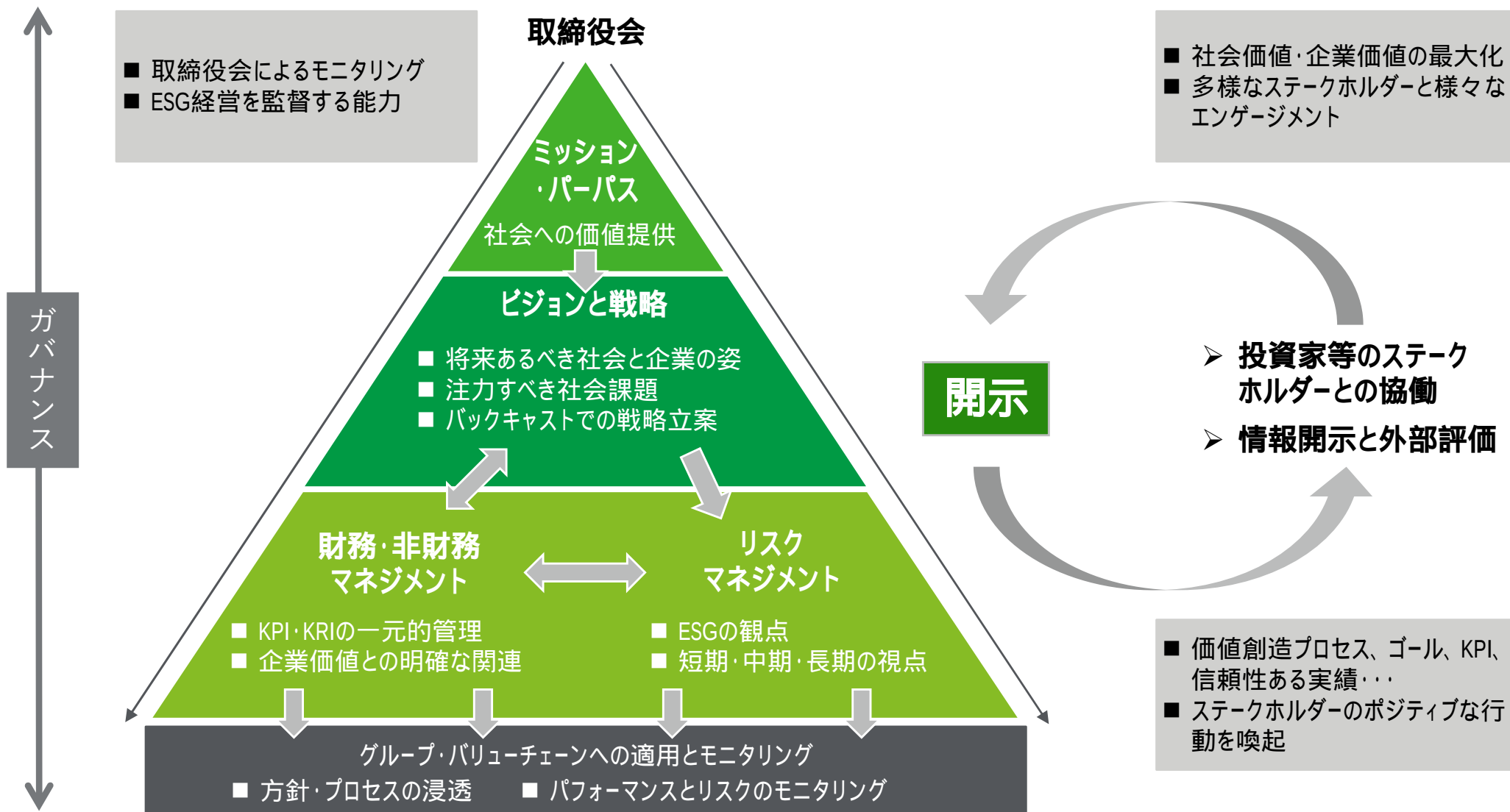
財務情報と非財務情報の連携イメージ



出所：日本公認会計士協会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討－開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクルの実現に向けて－」を基にトーマツ作成

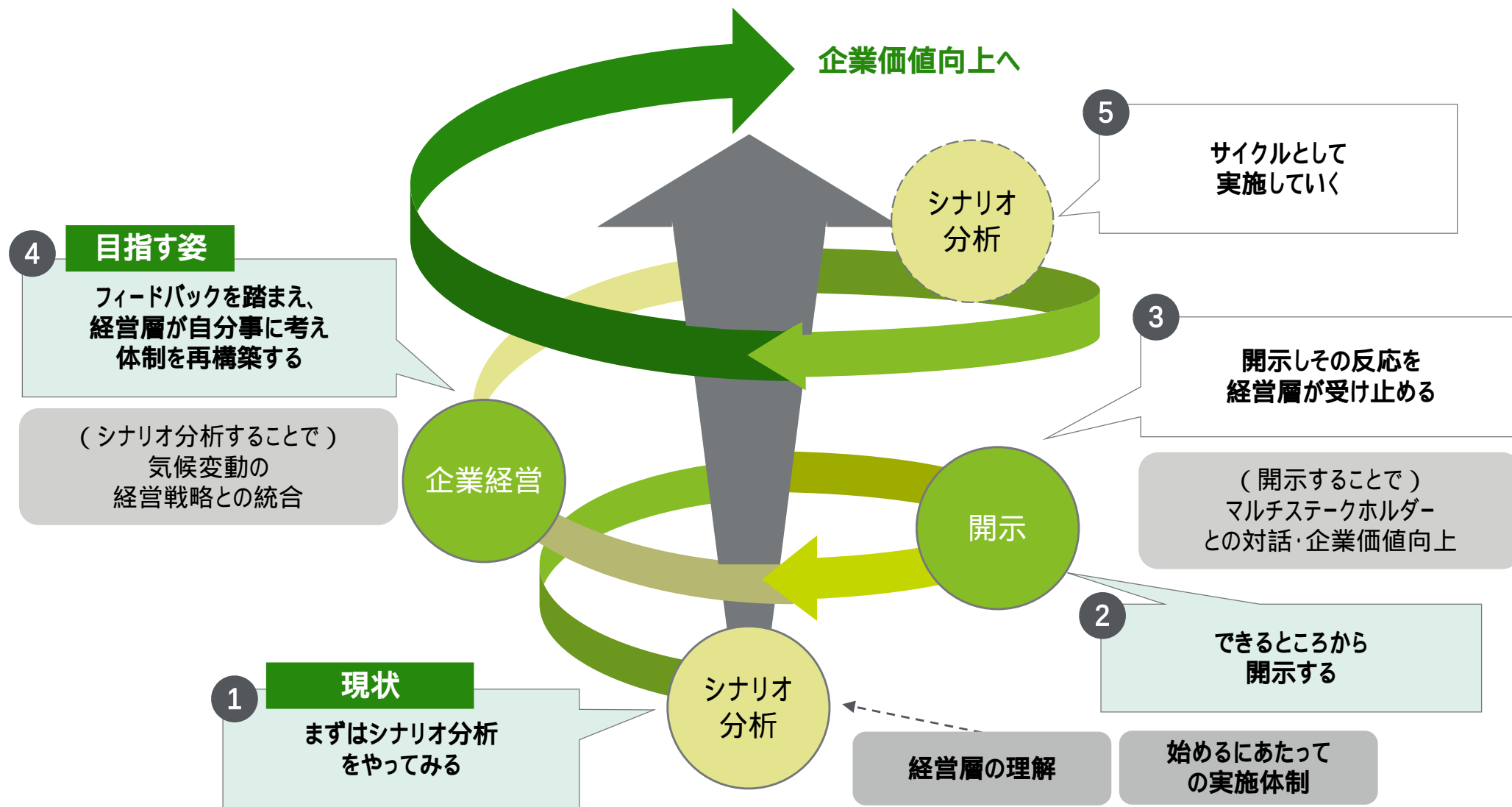
ESG経営の取り組みとガバナンスの強化に各企業が取り組みを進めている状況です

サステナビリティ・ESGと経営の関連性



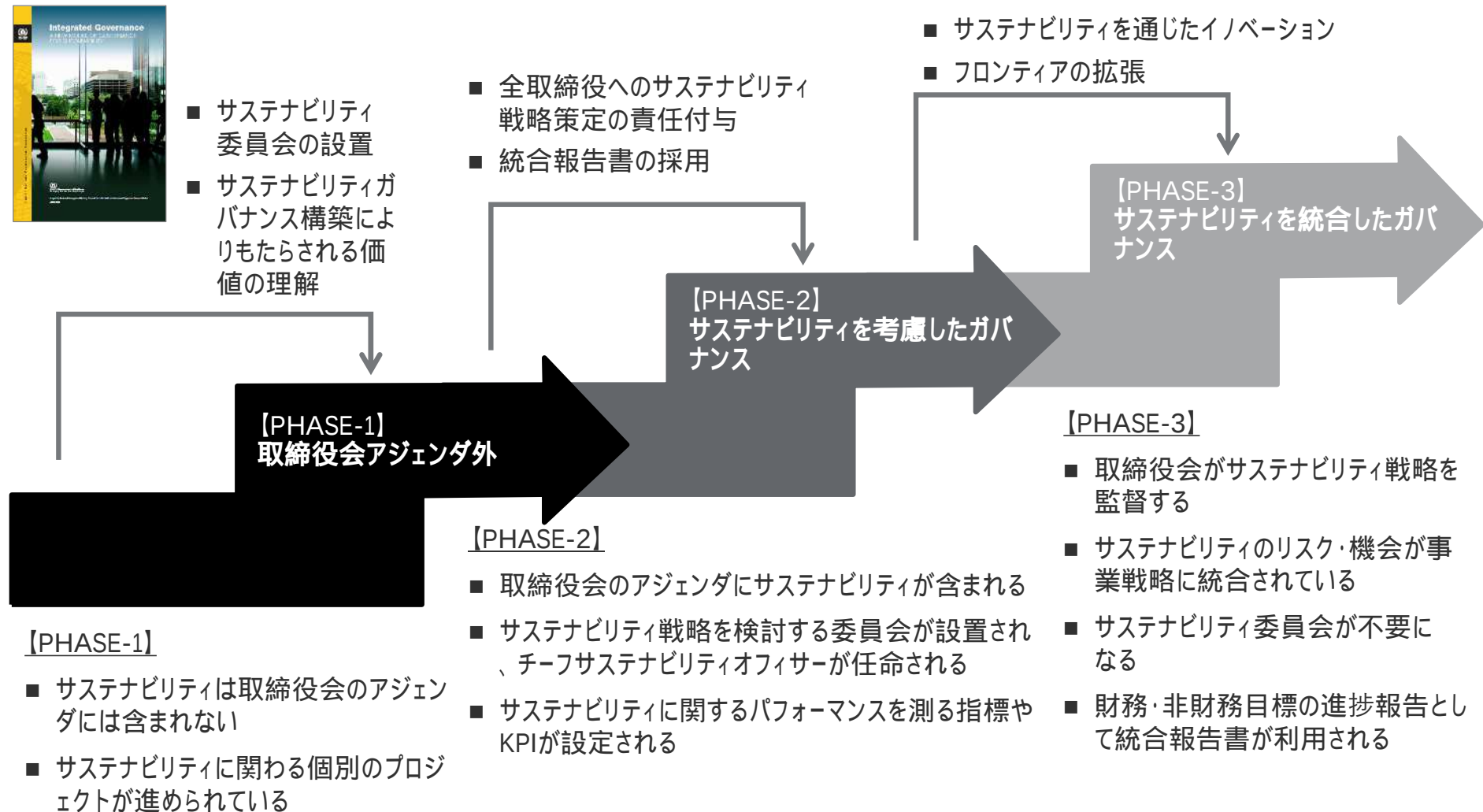
シナリオ分析を通じて貴社に係る気候変動リスク・機会とその影響を把握し、開示を行い各ステークホルダーのフィードバックを受けながらさらに改善を進めていきます

企業価値向上へのTCFDのステップ



(参考) UNEP-FIが示すサステナビリティ統合型ガバナンスへのステップ

UNEP-FI “Integrated Governance : A NEW MODEL OF GOVERNANCE FOR SUSTAINABILITY”



出所：UNEP “Integrated Governance : A NEW MODEL OF GOVERNANCE FOR SUSTAINABILITY” よりトーマツ作成

企業が低・脱炭素経済への移行に舵を切る中で、重要な役割を果たすべき監査委員会は気候変動に対する準備が十分にできていない状況です

The Audit Committee Frontier-Addressing Climate Change : 主要な調査結果



デロイトグローバルレポート
「監査委員会フロンティア-
気候変動への対応」*1



気候変動に対する組織と監査委員会の全体的な準備状況（どの程度準備ができているか）

42%

自分たちの組織の
気候変動への対応は、
自分たちが望むほど
迅速かつ確実ではない

約50%

自分たちは気候関連の
責任を果たすための
情報、能力、権限を
持っていない



監査委員会が組織の気候変動に関する対応に
ついて監視する際の主な内部的な課題

65%

明確で合意されたCO2
削減戦略、行動計画、
経営者の責任を問う
方法の欠如

46%

正確で完全な経営
情報の欠如、データの
質の低さ



監査委員会が気候変動に関して議論する頻度、
財務諸表への気候変動の影響の反映

約60%

自分たちの監査委
員会は、気候変動
について全く、或い
は定期的に議論
していない

約50%

自分たちが
「気候変動に
精通している」とは
考えていない

70%

自分たちの組織は
包括的な気候
変動評価を完了
していない

18%

気候影響評価が
経営判断及び
財務諸表に十分に
反映されている



監査委員会の気候変動に対する機能を高めるために
必要な取り組み

87%

気候変動に関する
教育の充実

79%

取締役への定期的
な報告の一環
として、優れた経営
情報を確実に提供

78%

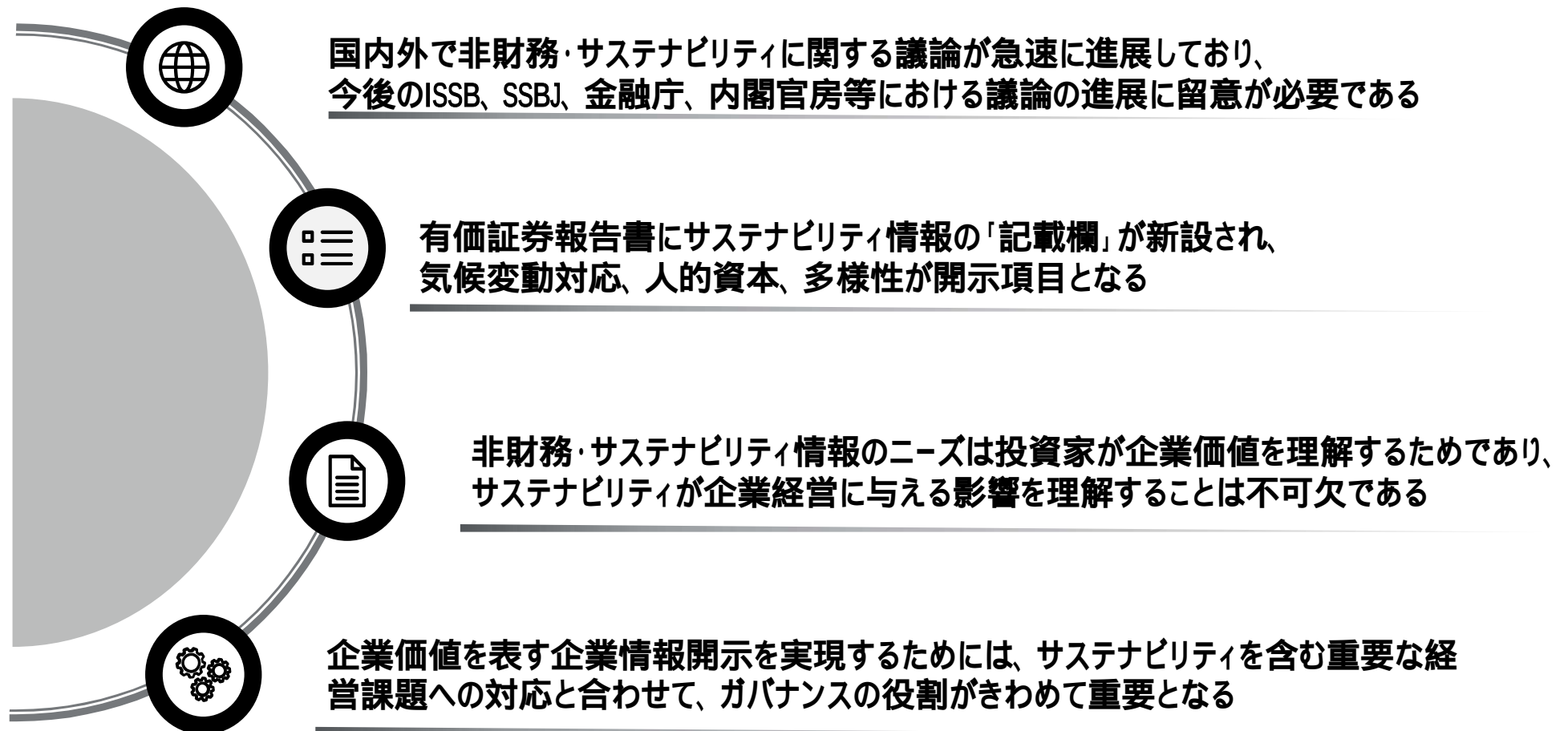
気候戦略に関する
内部調整（気候
変動と企業戦略の
整合性等）

出所：Deloitte Global 「The Audit Committee Frontier-Addressing Climate Change」

*1：デロイトが世界の監査委員会メンバーに対して実施した調査結果をまとめたレポート（2021年11月） 30以上の地域、353件の回答を分析。上記数値は当該回答をした回答者の割合

非財務情報開示の進展により、企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの位置づけを高めることが期待されます

まとめ



デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。「Making an impact that matters」をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

